平成２７年（フ）第５３４号
静岡県浜松市中区住吉５丁目26番12号
破産者　ＪＴＳビジネス株式会社
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６４８号
名古屋市南区南野２丁目368番地
破産者　田代タクシー株式会社
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３２号
名古屋市中区栄４丁目２番10号
破産者　株式会社ライフ・アシスト
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９号
京都府福知山市字正明寺５番地
破産者　有限会社三愛住建
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第３３６５号
大阪市東住吉区今林２丁目８番27号
破産者　株式会社今井生花
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１３号
堺市北区中村町1221番地１
破産者　下元　藤太
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８９２号
大阪市北区豊崎３丁目10番２号
破産者　株式会社エムリンク
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０８号
大阪府河内長野市中片添町11番９号
破産者　有限会社あしたば
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
堺市南区太平寺696番地の２
破産者　堺自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５５３号
北九州市小倉北区浅野２丁目14番１号
破産者　ジー・ネット株式会社
1　決定年月日　平成29年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２０号
岩手県北上市鳩岡崎３地割120番地41、商業登記簿上の本店所在地岩手県北上市柳原町２丁目３番20号　北清物産ビル２Ｆ
破産者　株式会社キュークリエイト
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第４８号
岩手県北上市九年橋３丁目６番17号
破産者　株式会社キタミ・シーエーディー
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第６０３号
東京都日野市東豊田１丁目18番地５
破産者　日豊電子株式会社
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６０４号
東京都日野市東豊田１丁目18番地５号
破産者　ＫＩＬＡＬＡ・ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９９０号
東京都清瀬市野塩５丁目268番地グリーンリーヴズⅡ201号
破産者　鷹取　道人
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０１０号
東京都三鷹市深大寺１丁目12番29号コーポコトブキ101
破産者　山崎　直子
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１５３号
東京都西東京市芝久保町１丁目15番６－105号
破産者　後藤　　大
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２８８号
東京都東村山市諏訪町１丁目２番地18
破産者　大島　　憲
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５９８号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目28－２－601
破産者　株式会社パール
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８９号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目９番20号
破産者　株式会社伊丹鍍金工業所
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２７号
兵庫県尼崎市東塚口町１丁目13番20号
破産者　株式会社ワークスビル管理
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８９号
広島県福山市東深津町２丁目13番41号
破産者　福山警備保障株式会社
1　決定年月日　平成29年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係